

平成 19 年 11 月 13 日

報 告 書

株式会社整理回収機構 御中

社外調査委員会
委員長 兼元俊徳
委員 大木圭之介
委員 瀬川徹

貴社より平成 19 年 9 月 20 日付にて調査・検討を付議された事項に関し、当委員会が行った調査・検討結果は、下記のとおりである。

記

第 1、付議事項

- 1、平成 17 年 10 月 20 日、当社と A 氏との間において締結した合意（以下「本件合意」という）について、当社の古川常務執行役員（以下「古川常務」という）による関与又は影響を及ぼした事実の有無、古川常務から A 氏に係る報告がされなかったことによる影響の有無、本件合意に至る過程における当社又は当社担当者の任務懈怠又は不適切な行為の有無
- 2、古川常務と A 氏との旅行への参加等の有無、A 氏代理人選任に関する古川常務の関与の有無、古川常務が所属している法律事務所に元在籍していた弁護士が C 社の社外監査役に就任したことに関する古川常務の関与の有無、古川常務が所属している法律事務所に在籍している弁護士が C 社から業務を受任していることに関し古川常務の関与の有無、古川常務が A 氏との関係又は A 氏に関する情報を当社に報告しなかったことの適否
- 3、上記 1 及び 2 を踏まえ、本件合意の合法性、妥当性並びに法令、当社倫理規程等に照らして当社役員としての古川常務の行為の適切性

第 2、本事案の概要及び当委員会に付議された経緯

- (1) 貴社は、平成 17 年 5 月 24 日から同年 10 月 20 日までの間に、貴社の債務者であった B 社の連帯保証人 A 氏との間で連帯保証債務金 111 億 3900 万円について、一部弁済と残額に関する債務免除の任意交渉を行い、同年 10 月 20 日、A 氏が貴社に金 4000 万円を任意に弁済するのと引き換えに残保証債務金 110 億 9900 万円を免除する趣旨の本件合意を成立させた。
- (2) その後、貴社は、平成 18 年 10 月 18 日、B 社に対する債権を D 債権回収株式会社に債権譲渡し処理業務を完了している。
- (3) しかしながら、本件合意が、A 氏の資産隠匿の状態のまま成立したのではないか、更には、古川常務が不当な影響を与えた結果成立したものではないかとの苦情申立がされ、平成 19 年 9 月 20 日、当委員会は、貴社より、前記第 1 付議事項の調査検討を付議された。

第3、当委員会が調査・検討した視点

当委員会は、前記第2記載の付議経緯及び当委員会の職責を勘案し、本件付議事項の調査検討の主たる視点を以下のとおり定めて審議を行った。

- ① 古川常務の一連の言動及びその事実を貴社に報告していなかった事実が本件合意の成立に影響を与えたものと評価することができるか。
- ② 古川常務の一連の言動は、貴社の倫理規程に抵触すると評価すべきか。
- ③ 本案件を通じて、貴社は今後、どのような改善対応を検討すべきか。

第4、当委員会の見解

当委員会は、付議事項に関し慎重に審議をした結果、下記のとおり結論となった。

記

- (1) 本件合意に至る過程において古川常務が直接又は間接に関与した事実又は合意に影響を及ぼしたと思料される事実は、認められない。
- (2) 本件合意に至る過程において、古川常務がA氏に関する報告を貴社にしなかったことによる直接又は間接の影響も認められない。
- (3) 本件合意に至る過程における貴社又は貴社担当者の任務懈怠又は不適切な行為の有無に関しては、貴社が弁護士に調査を依頼し、当該弁護士から本件合意に至る過程で貴社又は貴社担当者に任務懈怠又は不適切な行為はなかったとの評価が出されているが、当委員会においても、それと異なるものではない。
- (4) 古川常務の一連の言動をみた場合、本件和解に対して関与し、又は影響を及ぼした事実は認められず、和解自体も適切に行われていることからみると、古川常務が貴社に対する忠実義務に違反したとはいえない。また、古川常務は、旅行等にも自費で参加しており、債務者サイドから経済的な利益を受けたという事実も認められない。しかしながら、旅行参加者の一人が貴社債務者であることが判明した後も旅行に参加するなどの行為を行ったことは、社会一般に誤解を与えかねない行為であり、貴社の倫理規程に規定する(倫理行動基準)第2条(4)「当社の名誉と信用の維持」第2文の行動基準(注、「役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が当社の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない」)の「趣旨」に抵触するものと評価せざるを得ない。
- (5) なお、付議事項ではないが、役員倫理規程についての改善対応策についても付言する。貴社の公的な使命を考慮にいたした場合、貴社の役職員の言動の基準とりわけ役員倫理規程については、より高度な倫理性、透明性、公正性が確保される基準の制定並びにその実効性が確保される措置が求められる。もちろん、倫理規程自体がいくら整備されても各役員一人一人の自覚がなければその実効性は確保されないところであり、また、本件のような第三者

主催の行事等において貴社役職員が同席することの可否については、貴社役職員といえども、それぞれの私生活等もあり、例えば、町内会主催の旅行において債務者と同席する場合など様々なケースがあること、あるいは、債務者に関し外部の者から相談を受ける場合も様々なケースがあることを考えると、一律に論じられない等の複雑な面もあろう。

しかしながら、貴社に課された高度の使命に鑑みれば、困難を伴うであろうがよりきめ細かな規程の整備と判断困難事案についての事前相談制の導入など倫理規程の実効性を確保する施策を速やかに講じられるよう提言する。

第5、見解の理由

1、本件合意成立への影響の有無について

(1) 古川常務が貴社の本件合意交渉の担当者に直接又は間接的に働きかけをした事実の有無

①、古川常務は、㈱整理回収銀行の顧問弁護士に就任した平成9年8月以降、貴社の常務執行役員となった現在までの間、貴社の本件合意担当者との個人的な面識は勿論、仕事上の面識もなかったことが認められる。これは、各人の担当職務分野や勤務場所が全く異なり、相互に交流がなかったためである。この結果、古川常務が、こうした人的関係を利用して本件合意成立に働きかけを行った可能性はないものと思料される。

②、本件合意に関し、古川常務が、貴社担当者及び本件合意の決裁権者らと直接接触を持った事実は存在せず、又、常務執行役員という職務上の立場を利用して貴社内部において何らかの情報収集や調査を行った事実も認められない。

③、古川常務は、下記のように旅行等においてA氏らと同行し、A氏らに一定の言動を行った事実が認められる。

イ、E税理士が主催した平成15年11月2日から同月9日のネパール旅行及び同年12月にその写真交換会、平成16年9月18日から同月24日の中国内モンゴル・西安の旅行及び同年12月その写真交換会、平成17年9月16日から同月24日のモロッコ旅行及び同年12月その写真交換会が各開催され、いずれもA氏らと同席している。古川常務の参加費用は自己負担。

ロ、平成15年12月、平成16年12月、平成17年12月のC社(注、RCCの債務者ではなく、B社との債権債務関係、資本関係はない。A氏は平成15年8月に取締役を辞任するも、平成17年12月に取締役に復帰)の忘年会に出席し、又、平成17年6月の同社の10周年記念祝宴にも出席し、A氏と同席した事実が存在する。

ハ、平成16年9月～平成17年春頃(中国内モンゴル・西安の旅の際、又は、その後)において、A氏らに対し、「全ての資産をさらけ出し、RCCと正面から向き合え」との助言をしている。

- ニ、平成 17 年春頃、E 税理士に対し、A 氏の本件交渉代理人として F 弁護士を推薦した事実が認められ、その結果、F 弁護士が、同年 5 月 24 日貴社に対し受任通知を送付するに至っている。
- ホ、平成 17 年 7 月下旬、F 弁護士及び C 社の取締役が古川常務の法律事務所を訪問し同人等から本件合意交渉に関する貴社社長宛の書簡（同年 8 月 1 日付）に対する意見を求められた際に、同人等に対し「A 氏のことを率直に伝え、最終的に F 弁護士の判断で進めるべき」との助言をしている。
- へ、時期は不明であるが、C 社の取締役から連帯保証債務の免除について、他の連帯保証人らの同意がなければ不可能か否かとの質問を受け、可能である旨を助言している。
- ト、ゴルフコンペ、その他の会合などに参加し、A 氏と同席している。
- ④、しかし、前記③イ～トの各事実及び言動は、以下のとおり、いずれも本件合意の成立及び内容に影響を与えたものとは評価できない。
- （イ）について
- そもそも、上記旅行及び写真交換会は、いずれも、古川常務の知人である E 税理士が主催して行ったものであり、本件合意に関連して開催されたものではない。
- ネパール旅行の際、古川常務は、法律顧問の立場に過ぎず、A 氏が同旅行に参加すること、及び A 氏が貴社の債務者であることを認識することなく私的な立場で参加したものであり、又、本件合意に関連する格別の発言を行った事実もない。
- 中国内モンゴ・西安旅行の際には、古川常務は、貴社の常務執行役員に就任していたが、なお私的な立場での参加である。又、A 氏が同行すること、及び A 氏が貴社の債務者との認識は有したが、A 氏らに対し、前記ハ以外に、本件合意に関する格別の言動を行った事実はない。
- モロッコ旅行の際には、同様に私的な立場で参加し、A 氏らも同行していたが、本件合意に関する格別の言動を行った事実もない。
- 又、各写真交換会は、いずれも、大井の寿司屋で旅行参加者がほぼ全員参加して旅行の写真交換をしながら懇親を行うものであり、本件合意に関連する格別の言動がされた事実は認められない。
- 以上の結果、古川常務のかかる旅行等への参加の事実が、貴社の倫理上の規程に抵触するか否かの問題は別として、本件合意の成立や内容に何らかの影響を与えたと評価することはできない。
- （ロ）について
- この忘年会及び記念祝宴は、いずれも数百名を超える相当多数の参加者があり、しかも、古川常務は、その会の最後に遅れて参加する程度であり、本件合意に関する何らかの言動がされた事実、又、影響を与え得る言動が

されたと認める証拠は存在しない。

(ハ) について

ハの助言は、古川常務が弁護士でもあるという立場から見れば、極めて一般的な助言であり、かつ、内容において債権者である貴社の立場を損ない、債務者である A 氏の立場を一方的に利するものでなく、本件合意内容に影響を与え得る性質のものではない。

(ニ) について

ニの助言は、債務者である A 氏に対する直接の紹介ではなく、古川常務が弁護士の立場で知己を得ていた E 税理士に対するものであり、かつ、貴社の業務処理に精通している弁護士として、新たに F 弁護士を推薦したのではなく、既に、E 税理士の仕事上の顧問弁護士でもあった同弁護士がいることを意見として述べたに過ぎない。

本件合意案件の受任の可否は、A 氏と F 弁護士の協議により行われたものと推測され、本件合意内容に影響を与えるものではない。

(ホ) について

ホの助言は、本件合意交渉に影響を与える可能性が皆無とは言えないが、F 弁護士は、既に書簡内容を確定させていたものであり、古川常務がその内容に直接関与したものでないこと、書簡発信の最終決断は、F 弁護士自身に委ねられていたこと、更に、古川常務は、貴社に対しその書簡の存在や発信の可能性を含め、一切の事実を伝えたことがないことから、本件合意内容に影響を与えた可能性は認められない。

(ヘ) について

ヘの助言は、本件合意内容自体の問題ではなく、法的見地からの見解の表明に過ぎず、本来、古川常務が助言しなくとも F 弁護士がその立場で判断可能な事項である。本件合意成立は勿論、その内容に影響を与えるものではない。

(ト) について

トの事実は、時期が不明であり、本件合意との関連性が不明でもあり、本件合意に影響を与えたとする証拠はない。

⑤、以上のとおり検討した結果、古川常務が担当者等に直接又は間接に働きかけをしたと認めるに足りる証拠は存在しない。

(2) 古川常務が、A 氏との関係を貴社に報告しなかったことは、本件合意内容に影響を与えたか？

①、古川常務は、E 税理士の主催した旅行において、たまたま A 氏と同行し、その際に A 氏が貴社の債務者であるとの認識を有するようになった。同旅行は、旅費が比較的高額なものであり、A 氏が同旅行に参加していることは、A 氏に旅行に参加するだけの経済的な資力が存在することを推測させるものであり、仮に古川常務が、そうした事実を貴社に報告すれば、本件

合意に関する貴社の対応に何らかの変化が生じた可能性も考えられる。

- ②、しかし、そもそも、古川常務が A 氏を貴社の債務者と認識したとしても、古川常務が、A 氏に関するその情報を貴社に報告すべき職務上の義務を当然に有していると考えerことは困難である。なぜなら、古川常務は、本件合意案件とは全く異なる担当分野（企業再生分野）の職務を遂行しているに過ぎず、およそ本件合意の案件に関する情報や権限も全く有していないからである。

従って、古川常務が A 氏の情報を常に貴社に報告すべき職務上の義務があるとするには到底できないものとする。

- ③、仮に、古川常務が貴社にこの情報を報告したとしても、本件旅行費用の負担額は、A 氏の負担する保証債務額の規模や本件合意内容（4000 万円の任意返済）の結果と比較して少額であり、A 氏の旅行費用の負担者が本人以外の第三者（親族、友人）である可能性も捨てきれず、更には、貴社の合意成立及び内容の決断が、慎重な預保調査を踏まえた結果であることを考慮した場合、古川常務がこの事実を報告しなかったことが、本件合意内容の結果に影響を与えたとすることは困難と思料する。

- ④、更に、古川常務が、前記 1 (1) ③の事実・言動を貴社に報告していた場合にも、本件合意内容の結果に変化が生じたものと評価することは困難である。

なぜなら、貴社は、慎重な預保調査結果を基に、本件合意を決断したものであり、その反面、これらの事実・言動の内容自体は、いずれも極めて一般的なものであり、格別、債務者である A 氏を利して、債権者である貴社を不利益にするものとは評価できず、貴社がこれらの事実及び言動内容の報告を受けたとしても、貴社の本件合意の成立及び内容を左右しないものと考えられるからである。

- ⑤、結局、古川常務がこれらの事実を報告しなかったことが本件合意に影響を与えたものと評価することはできない。

(3) 本件合意内容の妥当性について

- ①、本件合意内容は、貴社の長期にわたる慎重な預保調査結果を踏まえ、A 氏の任意の返済資力を考慮して、金 4000 万円の回収を図ることがその他の策より良策として決断したものである。

- ②、預保調査結果から見る限り、A 氏の任意の返済資力は、極めて悲観的なものであり、担保物の処分以外にほとんど A 氏個人からの回収が見込めない状況であった。一方、本件合意内容の成立前の、A 氏側からの任意返済額の提案が、2500 万円、1500 万円、1000 万円と低額に変化してきてい中で、金 4000 万円の提案は、期待以上の金額であったと評価できる。

- ③、又、仮に、A 氏に噂されるような預保調査結果と異なる資産（株式）が存在していたとしても、その資産価値が金 4000 万円を超えるものとは到

底推測できない。

- ④、このように本件合意内容は、結果的にも妥当性を有したものと評価することができる。そうした結果の面から見ても、古川常務が本件合意内容に対し、貴社にとって不利益となるような影響を与えた可能性は存在しないものと思料する。
- (4) 以上の検討の結果、本件合意成立及び内容に古川常務が影響を与えたとする証拠はない。

2、古川常務の一連の言動が貴社の倫理規程に抵触する可能性について

(1) 貴社の公的な使命と役員 の 倫理性

- ①、貴社は、住専法及び預金保険法に基づき、預金保険機構の全額出資の下に設立され、旧住専7社と破綻金融機関の不良債権を含む資産の整理・回収を行い、これら金融機関等の破綻処理における国民負担の最小化を実現する公的使命を担った組織である。
- ②、その結果、貴社の役職員、とりわけ、役員は、その職務遂行上は勿論、私的行動面においても、より高い倫理性、透明性、公正性を期待されているものと思料される。
- ③、貴社の役職員一同が、公私ともに、こうした意識を持ち、行動を実践することにより、公的使命を有する貴社の名誉と社会的信用が維持されるものである。
- ④、従って、古川常務には、貴社の常務執行役員として、全ての言動について、より高い倫理性、透明性、公正性が期待されていたものと思料する。

(2) 古川常務の一連の言動の検証

古川常務の言動について、検証すべきは、下記の言動と思料する。

①、一連の旅行をA氏と同行した事実について

(ネパール旅行及び写真交換会) について

参加目的が、私的な立場であり、参加当時の立場が貴社の法律顧問であったこと、参加当初はA氏が貴社の債務者であるとの認識を有していなかったこと、A氏に対する格別の言動を行っていないことから、倫理上の抵触の問題は生じていないものと考えられる。写真交換会も貴社の法律顧問の立場にいたに過ぎないことを考慮すれば、同様である。

(中国内モンゴル・西安旅行及び写真交換会) について

参加目的が、私的な立場であったことは事実であるが、当時、貴社の常務執行役員の立場にあり、かつ、A氏が貴社の債務者であることを認識しており、更には、予め、A氏も参加することを認識していた以上、たとえ、現実には、A氏に対し、本件案件に関するいかなる言動も取らなかったとしても、貴社のコンプライアンス担当者に旅行参加の是非について打診をすべき状況にあったものと思料される。従って、上記打診をすることなく、

独自の判断で本旅行を継続したことは、少なくとも倫理規程の「趣旨」に抵触するものと思料する。その写真交換会についても同様である。

(モロッコ旅行及び写真交換会) について

本旅行については、A氏が同行する事実が判明した段階で、参加を自粛すべき状況であったものと思料される。なぜなら、旅行前の平成17年3月頃には、E税理士に対し、既にE税理士の顧問弁護士の立場にあったF弁護士がA氏の交渉代理人としても適任である旨の意見を述べた経緯、更に同年7月下旬には、F弁護士が、C社の取締役とともに、古川常務の法律事務所を訪問し、貴社社長宛の書簡に対する助言を求めてきた経緯があり、古川常務としてもA氏と貴社との本件交渉が難航している状況が容易に想像できたものである。かかる状況下において、貴社の常務執行役員の立場にあるものが、たとえ私的な立場での旅行であったとしてもA氏と同行することは、社会から見て、貴社の本件処理の透明性、公正性に著しい疑問を生じさせるものである。ましてや、本旅行直後に本件合意が成立した結果を重視した場合、その印象はより一層拭いきれない。その意味で、貴社の倫理規程の「趣旨」に抵触するものと思料する。

②、C社の忘年会、10周年記念祝宴への参加について

C社は、貴社の債務者ではなく第三者の立場にある。しかも、古川常務のこれらへの参加は、極めて短時間であり、A氏らに対し本案件に関し、いかなる言動も行っていないことが認められる。しかし、古川常務においてA氏が貴社の債務者と認識した以降は、少なくとも貴社のコンプライアンス担当者に参加の是非について助言を求める慎重さを持つことが期待される。

③、前記1(1)③ハ～トの言動について

(ハ)の言動について

本件言動は、貴社の処理の基本姿勢を示したもので、内容それ自体が問題となるものではないが、A氏を貴社の債務者と認識した状況で、そもそも、かかる言動対応を行ったこと自体が、貴社の常務執行役員としては倫理性の自覚がやや欠けた軽率な対応であったと評価せざるを得ない。

その結果、貴社の本案件の処理の透明性、公正性に疑問を持たれる可能性があったと言うべきであり、貴社の倫理規程の「趣旨」に抵触するものと評価する。

(ニ)の言動について

古川常務は、E税理士に対しA氏の代理人としてF弁護士が適任との意見を述べた時点では、既にA氏が貴社の債務者であることを認識していたものであるから、貴社の常務執行役員の立場では、貴社の処理方針に精通した弁護士に依頼すべきとの助言にとどめ、個別の弁護士の適否に関する意見は自粛すべきものであったと思料する。その点で、貴社の倫理規程の

「趣旨」に抵触するものと評価する。

(ホ) の言動について

そもそも、本件合意に関連して、債務者弁護士からの相談に対して意見を述べることで、貴社の常務執行役員としては、自粛すべきである。

古川常務の発言内容の妥当性の可否の問題ではない。かかる発言を行った事実が、社会から、貴社の業務処理の透明性、公正性に疑問を呈されるものであり、F 弁護士から意見を求められた段階で、意見を述べることを自粛すべきであったものと思料する。貴社の倫理規程の「趣旨」に抵触するものと評価する。

(ヘ) の言動について

助言をした対象者が、債務者ではない第三者であったこと、助言内容が法律的な意見であったこと、A 氏と貴社との本件合意交渉に関するものであったことを考えると、本来は、貴社の常務執行役員としては、本件交渉内容に関する言動を自粛すべき立場にいたものであり、軽率の誇りは免れない。貴社の倫理規程の「趣旨」に抵触するものと評価する。

(ト) の言動について

これらの行動の時期が不明確であり、当時、A 氏が貴社の債務者との認識を有していたか否かも不明であること、主催者が第三者であることなどを考慮した場合、A 氏から飲食の接待などを受けたものでない限り、当然に貴社の倫理規程に抵触する問題とは言えない。

- ④、C 社の監査役、業務受託者に古川常務が所属している法律事務所に元在籍していた弁護士又は現に在籍している弁護士が就任する際の推薦の事実について

古川常務が所属している法律事務所に元在籍していた弁護士又は現に在籍している弁護士が C 社の監査役、業務受託者に就任する契機となる推薦をした事実も、本件合意が成立した後であり、本件合意との関連性がなく、かつ、推薦先が E 税理士に対するものであり、又、就任受諾は、最終的に両弁護士と C 社の協議により決定されたものであること、これらの就任により取得される両弁護士の所得は、完全に両弁護士固有の所得であることを考慮すれば、倫理上の問題は生じない。

3、貴社の倫理規程の改善について

付議事項ではないが、本件の重要性に鑑み、以下の提言を行うこととする。

- ①、貴社倫理規程においては、本件合意案件に見られるような利害関係者以外の第三者主催の行事への参加の是非については、貴社の役職員の具体的な対応がどうあるべきかの行動指針が明確に示されているとは言い難い。そうした点からも倫理規程等の所要の改正が望まれる。

とりわけ、公的使命を有する貴社の役員については、その行動に関する詳細なルール化が必要と思料される。

②、貴社におかれては、今回の案件を契機に、全役職員の更なる倫理意識の高揚に再度努力されるとともに、より幅の広い行動指針を明確に示す倫理規程の更なる改定を行うよう要望するものである。

以上